

第2 請求の要件審査

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していること認め、令和3年6月25日付けで受理を決定した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和3年7月28日、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、証拠の追加については、指定した期日まで提出がなかった。

2 監査対象事項

本件措置請求に係る本件契約について、次の点を判断することとした。

- (1) 本件契約締結の違法性・不当性について
- (2) 本件契約に基づく支払いの違法性・不当性について
- (3) 精算金の返還を請求しない行為の違法性・不当性について
- (4) 違法・不当と認められる場合の山梨県知事の責任について
- (5) 違法・不当と認められる場合の損害の範囲と必要とする措置

3 監査対象部局

山梨県総務部

4 監査の方法

自治法第242条第5項の規定による監査は、次の方法で実施した。

- (1) 書類調査及び事情聴取
監査対象部局に対して関係書類の提出を求め、書類調査及び必要に応じて職員から聴取を行った。
- (2) 陳述の聴取
監査対象部局に対し、令和3年7月28日に陳述聴取を行った。

第4 監査結果及び判断

本件措置請求について、合議により監査の結果を次のとおり決定した。

山梨県知事に対する措置請求について、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、請求書及び請求書に添付された事実を証明する書面、令和3年7月28日に実施した請求人及び監査対象部局の関係職員の陳述、並びに監査対象部局への監査により確認した事実を踏まえた判断について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類の調査及び監査対象部局に対して監査を行い、下記の事実を確認した。

(1) 本件住民訴訟の経緯

本件住民訴訟は、平成29年10月6日、甲府地方裁判所に提起された。本件住民訴訟提起時点では現在とは別の弁護士が訴訟代理人となった。山梨県は、当初、原告の主張に対して、棄却することを求めると主張していた。

令和元年6月1日、山梨県は、別の3名の弁護士と訴訟委任契約を締結した。

令和2年6月2日、山梨県は、当該弁護士との間で顧問契約を締結し、当該弁護士が訴訟代理人となった。

令和2年10月12日、当該弁護士は、甲府地方裁判所に、本件住民訴訟に係る『適正賃料を鑑定評価するに当たり「開発前の素地価格」を基礎とはできない』等とした準備書面を提出した。

その後、山梨県は、令和2年11月議会に、本件住民訴訟に係る「和解の件」を提出したが、継続審議となった。その後、原告から和解は困難との回答があり、訴訟継続となった。

(2) 本件契約の目的

当該弁護士に委託する業務は本件契約の契約書上、次のとおり定められている。

- (1) 住民訴訟対象県有林貸付事務の検証のための調査（検証委員会が設置された場合には、検証委員会のための調査を含む。）
 - (2) 調査を踏まえた検証委員会の資料準備
 - (3) 調査報告書（検証委員会の中間報告書（素案））の作成
- 令和2年11月議会において、「和解の件」が継続審議となったことから、原告が和解の意思を撤回、訴訟継続となったことにより、訴訟追行に際し、山梨県の主張・立証を早急に補充・補強する必要が生じたことから本件契約の締結がなされた。検証委員会は、本件住民訴訟において対象とされている県有林の貸付業務に係る手続きの適正性の検証等に関する事務を所管事項として、令和3年2月1日に設置された。

(3) 随意契約（単独随意契約）理由

随意契約理由書記載の随意契約理由は以下のとおりである。

- 検証対象となっている山中湖別荘地の県有林貸付業務については、昭和2年から行っているという極めて長大な歴史の経緯があり、これまでの貸付業務が適正に行われてきたのかどうか、その背景等を調査し歴代知事等の責任の有無

や請求額、県有資産所在市町村交付金の適正な額など、多岐にわたる争点や課題が複雑にからみあう非常に困難な案件である。このため、検証作業については、高度な法令の運用解釈に見識のある弁護士に依頼する必要がある。

・ 本件の検証内容が多岐にわたることから平成29年（行ワ）第6号損害賠償義務付け請求事件の県側訴訟代理人である当該弁護士を検証業務の委託先とするのが適当である。

・ このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本契約を随意契約によることとしたい。

・ なお、上記の理由のため、契約の相手方が特定されているため、山梨県財務規則第137条第3項及び同条運用通知の規定により見積合わせを省略する。

(4) 施行令第167条の2第1項第2号の解釈

施行令第167条の2第1項第2号（「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」）に関して、判例では、「当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難といふべき場合がこれに該当することは疑いがなく、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる」と合理的に判断される場合も同項1号（※ 現施行令第2号）に掲げられる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」（最高裁判所第二小法廷昭和62年3月20日判決）と判示されている。

(5) 見積合わせの省略理由

山梨県は、当該弁護士を委託先とし、単独随意契約を締結することを適当としていることから、契約の相手方が特定されているとの理由で、「山梨県財務規則第137条第3項及び同条運用通知の規定により見積合わせを省略する。」としている。

(6) 随意契約における見積書徴取

自治法第234条第6項は、「競争入札に加わらうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続きその他契約の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める」としているが、政令では随意契約に

よる場合の相手方の意思表示の証拠書類としての見積書徴取については、規定しておらず、それぞれの地方公共団体がその実情に応じて規則で定めるところである。

山梨県財務規則運用通知の第137条関係では、「随意契約とはいえず、競争性により有利な契約が行えるものについては、複数の業者から見積書を徴取することが必要であり、これを省略する場合には、当該契約の内容、目的並びに時機等諸般の事情から、ある程度の経済性を犠牲にしても特定の者と契約すべき客観的な合理性がなければならぬものであり、適用にあたっては個々の事情により慎重に判断するものであること」と記載されている。

(7) 当該弁護士の評価

山梨県は、当該弁護士について、本件住民訴訟を通じ、山中湖畔県有地に係る経緯や関係法令に関する知識を有すること、また、本件住民訴訟における山梨県の主張に係る検討の過程において、それまでの山梨県の本件住民訴訟代理人弁護士では全く発見できなかった、昭和42年の時点で県有地の造成が完了していた点、富士急行株式会社の有価証券報告書を分析しても富士急行株式会社主張するような借地権価額が計上されていない点、昭和42年より以前の土地使用について借地法が適用されない点、別荘契約者に対する借地権設定ないし販売により富士急行株式会社が行った収入を得ている点、県有資産所在市町村交付金は現況を基礎に算定されなければならない点など、重要な論点を明らかにするとともに、自治法第234条第2項や県知事その他関係者の責任に関する判例及び文献を徹底的に分析し、裁判官が記した有益な文献を発見し、関係法令の精緻な解釈により、山梨県の主張・立証を理論的に構成するなど高度な専門性を有している、と評価している。

(8) 本件契約に係る支出負担行為の裁決について

令和3年1月8日付けで起案された本件契約に係る支出負担行為については、山梨県の総合的行政文書管理システムにおいて、決裁者、決裁日はデータ保存されており、令和3年1月8日に決裁がされている。契約書原本により施行日も令和3年1月8日とされている。

令和3年1月15日付けで起案された本件契約に係る支出命令書についても、山梨県の総合的行政文書管理システムにおいて、決裁者、決裁日はデータ保存されており、令和3年1月18日に決裁がされている。

(9) 支出負担行為の委託費の積算について

委託業務費の積算で用いた時間単価については、(旧) 日本弁護士連合会報酬等基準第39条に規定する1時間10,000円以上をベースに、事案の困難性、重大性、特殊性等、弁護士の習熟度等を考慮して設定していた。

【弁護士積算時間単価】

○経験年数10年以上かつパートナーについては、単価50,000円
 ○経験年数10年未満またはパートナー以外については、単価30,000円

一方、作業時間については、当該弁護士と再委託先の弁護士合計で1、484時間を想定していた。

また、山梨県は、一般的な社会通念に照らしても、訴訟委任契約の対象業務に本件の調査業務も含まれているとは考えられず、訴訟委任契約に基づき履行することは不可能であるとしている。

(10) 弁護士報酬について
弁護士報酬の規定に関して、「(旧) 日本弁護士連合会報酬等基準」は平成16年4月1日廃止され、現在は「弁護士の報酬に関する規程（日本弁護士連合会16年2月26日会規第68号）」が新たに定められており、第2条に「弁護士の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならぬ。」と規定し、その報酬は自由化されている。

(11) 中間報告書と準備書面の重複について
山梨県は、本件住民訴訟において原告が和解の意思を撤回し、訴訟継続となつたことにより、訴訟追行に際し、山梨県の主張・立証を早急に補充・補強する必要が生じたことから本件契約を締結したものであり、中間報告書と準備書面等で主張する内容が重複することは当然のこととしている。

また、山梨県は、本件訴訟で問題とされているのは、平成9年以降の対象県有地の貸付についてであるが、本件契約の調査の対象には、本件訴訟で問題となつている以前、昭和初期からの90年以上にわたる経緯の調査や将来の業務のあり方も含まれており、多くの関係者の行為が積み重なり、確認する関係資料も多く、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合っていることから、一般的な社会通念に照らしても、訴訟委任契約の対象業務に本件契約の調査業務が含まれているとは考えられず、訴訟委任契約に基づき履行することは不可能であるとしている。

(12) 検証特別委員会での発言について
山梨県職員が、検証特別委員会で意図的に虚偽を述べた事実を確認できない。

(13) 本件契約の実績確認について
山梨県は、令和3年3月31日、本件契約に基づき、受任者から実績報告書等の提出を受けて、検証を行っている。

山梨県は、本件契約の検証における実績確認の観点は大きく2つあり、1つ目は成果物である中間報告書の内容が仕様で定めた内容を満たしているかどうかの確認、2つ目は費やした作業時間の確認としており、内容の確認については、中間報告書の記載項目と仕様書項目との整合、中間報告書と資料目録記載の資料との整合などを行い、中間報告書の内容が仕様書で定めた内容を満たしているとしている。

また、作業時間については、契約に基づき山梨県が示した様式により報告がされており、山梨県は、1日当たりの作業時間数が非現実的でないか、作業時間が中間報告書の記載内容や調査業務に際して確認した資料内容等と比較し、妥当かなどの

観点から確認を行っている。その上で、山梨県は、当該弁護士が中間報告書に記載されている資料94項目、更に、契約関係書類、土地登記関係書類、許認可関係書類など、非常に多くの関係資料を確認しながら検証作業を行い、中間報告書を取りまとめたことから、相当な作業時間を費やしたと評価している。

また、山梨県は、訴訟代理人の業務として、本件契約で整理された事項を踏まえた準備書面の作成、準備書面へ添付する証拠書類の調整及び被告証拠説明書の作成、裁判官・被告・補助参加人への準備書面の送付などを行っているとしており、本件契約と訴訟代理人の業務をはっきりと区分しているとしている。

なお、関係部局への監査により、山梨県が当該弁護士に提出した関係資料は、紙に出力されたもので、1万ページ以上あることが確認された。

2 監査委員の判断

(1) 本件契約締結及び本件契約に基づく支払いの違法性・不当性について

ア 本件契約を随意契約（単独随意契約）で行ったことの違法性・不当性について

(イ) 請求人は、本件契約の「検証」について、請求書において「検証行為は、県の行政行為の一環として行われるものであるから、検証行為をするにあたっては、公平性及び中立性及び公正さは要請され、最初から県と富士急との間の本件賃料が不適切であることを前提にした検証をしてはならない。」と述べるなど、企業等において不祥事があった場合に設置する第三者機関が行うような、「検証」と理解していると解される。

検証委員会は、本件住民訴訟において対象とされている県有林の貸付業務に係る手続きの適正性の検証等に関する事務を所管事項として、令和3年2月1日に設置されたものであり、本件契約は、本件住民訴訟における山梨県の主張・立証を早急に補充・補強するためになされたものである。

したがって、行政の公正・公平・中立性に反し、本件契約は随意契約として許されないとの請求人の主張は認められることはできない。

(ロ) 山梨県は、本件契約を随意契約として締結した法令上の根拠について施行令第167条の2第1項第2号に求め、「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するとしている。

これに関して、前記最高裁判所昭和62年3月20日判決によれば、競争入札によることが不可能又は著しく困難と言えない場合であっても、当該契約の目的、内容に照らしそれが相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合には、施行令第167条の2第1項第2号に該当し、それに該当するか否かは個々の契約ごとに契約担当者の合理的

な裁量判断により決定されるべきものと判断されている。

このことからすると本件契約は、検証対象となっている山中湖別荘地の県有林貸付業務については、昭和初期から行っているという極めて長大な歴史の経緯があり、これまでの貸付業務が適正に行われてきたのかどうか、その背景等を調査し山梨県歴代知事等の責任の有無や請求額、県有資産所在市町村交付金の適正な額など、多岐にわたる争点や課題が複雑にからみあう非常に困難な案件であり、このため、検証作業については、高度な法令の運用解釈に見識のある弁護士に依頼する必要があることから、施行令第167条の2第1項第2号に規定する要件に該当し、随意契約とすることを排除するものではないと解される。

更に、本件契約は、令和2年11月議会において、「和解の件」が継続審議となったことから、原告が和解の意思を撤回、訴訟継続となったことにより、訴訟進行に際し、山梨県の主張・立証を早急に補充・補強する必要が生じたことから行なったものであり、訴訟代理人としての当該弁護士は、本件住民訴訟を通じ、山中湖畔県有地に係る経緯や関係法令に関する知識を有している。また、山梨県は、当該弁護士について、本件住民訴訟における山梨県の主張に係る検討の過程において、それまでの山梨県の本件住民訴訟代理人弁護士では全く発見できなかった、昭和42年の時点で県有地の造成が完了していた点、富士急行株式会社の有価証券報告書を分析しても同社が主張するような借地権価額が計上されていない点、同年より以前の土地使用について借地法が適用されない点、別荘契約者に対する借地権設定ないし販売により同社が相当の収入を得ている点など、重要な論点を明らかにするとともに、自治法第234条第2項や県知事その他関係者の責任に関する判例及び文献を徹底的に分析し、裁判官が記した有益な文献を発見し、関係法令の精緻な解釈により、山梨県の主張・立証を理論的に構成するなど高度な専門性を有していることから、本件契約の目的、内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方として、山梨県が当該弁護士を選定したことは、特に不合理な点はなく、裁量の逸脱又は濫用があったとは言えないと解される。

したがって、本件契約は施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約ができる場合に該当し、本件契約を随意契約で締結したことが違法であるとする請求人の主張は認められない。また、同様に本件契約を不当ということもできない。

イ 見積合わせを省略したこととの違法性について

前述したとおり、本件契約を随意契約（単独随意契約）で締結したことに、特に不合理な点がない。また、本件契約は、当該契約の内容、目的並びに時機等諸般の事情から、ある程度の経済性を犠牲にしても特定の者と契約すべき客観的な合理性がある場合（山梨県財務規則運用通知第137条関係）に該当し、見積合わせが省略できると解される。

したがって、見積合わせを省略したことに違法性があるとする請求人の主張は認められない。また、同様に本件契約を不当ということもできない。

ウ 決裁自体が完了していない可能性について

当該契約に係る支出負担行為同いは山梨県の総合的行政文書管理システムにおいて、決裁者、決裁日はデータ保存されており、適切に決裁がされている。また、契約書原本により施行日も令和3年1月8日とされている。

したがって、本件契約の決裁自体が完了していない可能性があるとすると請求人の主張は認められない。

エ 本件契約の契約額の妥当性について

請求人は、本件契約は6,600万円で締結されているが、当該弁護士が作成した中間報告書の内容は、本件住民訴訟において山梨県が準備書面等で主張した内容とほとんどが重複しており、中間報告書のために独自に記載されている部分はわずかしかなく、本件契約の契約額が不当に高額であると主張している。

また、本件契約では、本件訴訟委任契約に基づいて当該弁護士が本来やらなければならない業務について、別の名目で、二重に6,600万円もの公金を支出する契約が締結されたこととなると主張している。

本件契約は、令和2年11月議会において、「和解の件」が継続審議となったことから、原告が和解の意思を撤回、訴訟継続となったことにより、訴訟進行に際し、山梨県の主張・立証を早急に補充・補強する必要が生じたことから行なったものであり、調査の対象には、昭和初期からの90年以上にわたる経緯の調査や将来の業務のあり方も含まれている。また、多くの関係者の行為が積み重なり、関係資料が非常に多くあり、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合っている。

弁護士報酬額については、弁護士報酬に関する規程により業務の困難性、労力の程度その他諸般の状況を勘案し、これを算定すべきものと考えられると解される。

以上のことから、本件検証業務の複雑・困難性からすれば、本件契約額を不合理と認めることはできない。

また、山梨県が、本件契約は訴訟追行に際し、県の主張・立証を早急に補充・補強する必要から行なったものであり、中間報告書と準備書面等で主張する内容が重複することは当然のこととしている点、また、本件訴訟で問題としているのは平成9年以降の対象県有地の貸付についてであるが、本件契約の調査の対象には、本件住民訴訟で問題となっている以前の論点や関係者に関する問題も多く含まれており、一般的な社会通念に照らしても、訴訟委任契約の対象業務に本件の調査業務も含まれているとは考えられず、訴訟委任契約に基づき履行することは不可能であるとの主張している点については、不合理であるとは認められない。

したがって、本件契約の契約額が不当に高額であるとの請求人の主張は認められない。

オ 検証特別委員会での発言について

請求人は、検証特別委員会で虚偽の事実を山梨県職員が述べなければならぬ